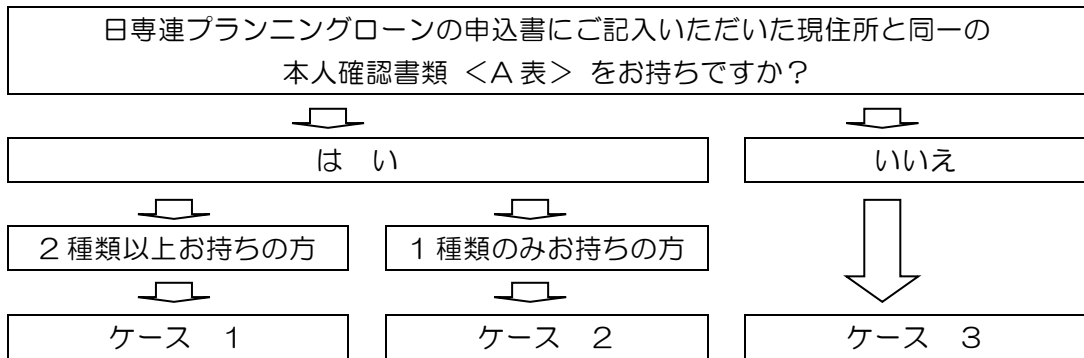


お客様 への お願い	日専連プランニングローンのご契約には、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」により、本人確認書類による取引時確認が必要です。日専連プランニングローンの申込書をご郵送される際には、次に該当する各ケースに記載された書類の原本又は写しをご同封いただきますようお願いいたします。
------------------	--



- ケース 1 ⇒ 本人確認書類 <A表> から2種類の写しをご提出ください。
- ケース 2 ⇒ 本人確認書類 <A表> から1種類の写しと、補完書類 <B表> から1種類の原本又は写しの合計2点をご提出ください。
- ケース 3 ⇒ 現住所と異なる住所が記載された本人確認書類 <A表> から1種類の写しと、補完書類 <B表> から2種類の原本又は写しの合計3点をご提出ください。

【 本人確認書類 <A表> 】

	本人確認書類の名称	ご留意事項
1	運転免許証又は運転経歴証明書	住所変更がある場合は裏面も必要です。
2	個人番号（マイナンバー）カード	裏面（個人番号記載面）のご提出は不要です。 ※ 通知カードは不可です。
3	旅券（パスポート）	写真及び住所記載面のページが必要です。
4	各種健康保険証、国民年金手帳、母子健康手帳、身体障害者手帳	氏名・生年月日・住所のページ（カードは両面）が必要です。
5	住民票の写し、印鑑登録証明書	住民票の写しにマイナンバーの記載がある場合は、黒く塗りつぶしてください。 ※ 発行日より6ヵ月以内のものに限ります。
6	在留カード、特別永住者証明書	住所変更がある場合は裏面も必要です。
7	その他、官公庁発行の各種書類	

※ 氏名・住居・生年月日の記載があるもの、有効期限のあるものは期限内のものに限ります。

【 補完書類 <B表> 】

	補完書類の名称	ご留意事項
1	公共料金の領収証書【電気・固定電話・都市ガス・水道・NHK】から1点	① 氏名、現住所の記載があるものに限ります。 ② 領収日付又は発行日より6ヵ月以内のものに限ります。
2	社会保険料の領収証書	
3	国税、地方税の領収証書・納税証明書	③ 請求書や通知書は受付できません。